

過失相殺—2

人（歩行者）対車の続きです。

先回は、横断歩道上の事故の場合の人：車の過失割合でした。今回は、横断歩道以外の場所における過失割合についてです（番号は続き番号）。

(2) 横断禁止の場所

横断禁止の場所を敢えて横断する訳ですから、当初から人＝歩行者に相当程度の過失が認められます。基本（原則）は人：車＝30：70とされ、これに、状況に応じて、人の過失を重くしたり、車に過失を加重する、いわゆる加算要素・減算要素を考慮します。例えば、横断歩行者側に、夜間（見通しが悪く、車から見えづらい）、幹線道路（交通量頻繁）、直前・直後横断（佇立・後退・ふらふら歩き）などがあると、その要素ごとに5～20%程度の範囲内の過失割合が加算されると考えればよいと思います。これに対して、場所が住宅地・商店街（人の往来が予想される）であったり、横断歩行者が幼児・児童・老人など（いわゆる交通弱者）である場合、車側に著しい過失（スピード、わき見など）が認められるような場合には、横断歩行者の過失が減算され、車側に過失を加重します。

(3) 信号機が設置されている横断歩道の直近

横断歩道の直近の場所は基本的には横断すべきでなく、少々遠回りと感じても横断歩道まで行って横断すべきとされます。それだけに、横断歩行者の過失がゼロという訳にはいきません。それでも、横断歩行者から見ての信号が青・黄・赤によって、横断歩行者の過失割合はそれぞれ10・20・30%とされます。また、横断歩道を通過する車が直進車か右左折車かなどもによって微妙に割合が算定されます。これらをおおよその表にしますと右記のようになります（前掲書によります）。

(4) このほか、対向あるいは同方向に歩く歩行者が、歩行者専用道路上か、歩車道の区別ある道路の歩道上か、路側帯上か、車道側端か、道路中央

横断歩道以外の場所での人：車

		車の信号	人の信号	人の過失割合
横断禁止場所				30%
信号機ある横断歩道の直近	直進車が横断歩道を通過した後に衝突	赤	青	10%
			黄	20%
			赤	30%
	右左折車が横断歩道を通過した後に衝突	青	赤	70%
			黄	50%
			青	20%
信号機の設置されない横断歩道直近		黄	30%	
		青	20%	
交差点またはその直近	幹線道路または広狭差のある道路における広路		20%	
	幹線道路でない道路または広狭ある道路における広路		10%	
通常の道路における横断歩道以外の横断				20%

寄りか、歩車道の区別ない道路の場合ならばどうかなど、個別具体的に検討しなければなりません。また、人が路上に横臥していた場合で、車から見て比較的発見し易い場合や発見しづらい場合とか、人がバックしている車の直後を歩いた場合など、このように、人対車とはいえ、さまざまなパターンがあります。

退屈な過失割合にあまり時間を割くのも考えものですが、もう少し付き合いをお願いしたいと思います。

